開始サレ僅カ一月十日ニシテ全部帰浜シテ収拾セラレ妥協成立シ騒ニハ
今回ノ如キ紛争ヲ起サヌ為メ之ヲ相当整理スル必要アリトシ三者協議ノ後
昭和二〔　〕議事要録ヲ平年三月ニ於テ労働者側問題解決ニ付付
應ジ同意組合関係者ニ対シ労働者ノ協議ヲ為シ共同委員会ヲ設ケ為メ二十
組合ノ結果ヲ労働者側ニ於テ之ヲ記録シ一〔　〕
不備ノ點ヲ問題トナシ其ノ後ニ於テ塩田ヨリ手続シテ互ニ
協定事項トシテ如何ナル労働者側ノ権利ヲ主張シ従業者トシテノ
二月二十日ヨリ以来ノ事業ノ開始セシメ以テ労働者ノ共同従業トナシタ
リ
一方塩田主ニ於テ一部ノ個人主義的ニ又ハ事業ノ開始ニ関シ自由
解決シ得タリ。

④ 撫養塩田

（塩業者　青山福太郎
　外〔　〕三十名）

（　　　　一二六）

所在地　徳島縣板野郡鳴門村高島
労働者　四五四名（男三四二名　女一一二名）
参加者　三三五名（男二一〇名　女一二五）
参加団体　撫養労働組合
　徳島撫養塩田労働組合〔　〕事務所

爭議經過

昨年十月頃自由党系労働者ノ作業加減無責任ナルニ付伊勢撫養塩業ノ下
ニ階級的自覚ヲ促シ塩業者側ハ昭和三年度ノ製塩協
賃銀ニ於テ労働者ヲ使役シテ防止策トシテ単純ナル更新ニ
際シ暴動ナル整理ヲ提案シ一方撫養協同組合ハ塩田協会ト
組織シ撫養地方塩田労働者ノ全部ガ塩田ニ関シ評議会ナル
排撃ヲ企テ総会ヲ開催セシメ労働者側ニ対シテ新規約ノ従来
節約賃銀等ヲ支払フ為メ其ノ後種々ノ紛争モアリテ労働者側
ト徳島撫養塩田労働組合ヲ結成シ同盟罷業ヲ以テ争議ニ入
リタル次第ナリ

財團　協調會